

3つの工事契約議案

否決



碓井中学校区、稲築中学校区、稲築東中学校区に、それぞれ9年制の義務教育学校を建設する学校施設工事請負契約議案が12月定例会本会議最終日の採決で賛成7名・反対8名で否決となりました。

3校の建設に対して出された意見は以下のとおりです。

- 財源に関して、財政課より過疎債^(※1)を義務教育学校の建設に充てることのできるようになったとの報告があったため、工期を急ぐ必要がない。
- 義務教育学校建設の業者選定に当たり、公募型プロポーザル方式^(※2)とデザインビルド方式^(※3)を採用している。新庁舎建設の時は、業者選定方法が条件付き一般競争入札で、設計と施工が分離発注^(※4)である方法を採用していた。分離発注は、一定の競争の原理が働き経費の節減に繋がり、市内業者でできる工事は、市内業者に発注できるため市内業者の育成にも繋がる。
- 業者の選定の方法が、どういう場合に公募型プロポーザル方式になるのか、条件付き一般競争入札になるのかなど、明確な条例等の決まりがないため、議員として市民への説明責任が果たせない。
- デザインビルド方式によって、義務教育学校の建設の工期が短縮されることが期待されているとのことであるが、令和6年までの5年間過疎債継続期間があるので、この時期に契約する必要はない。
- 地元の業者の育成の観点から、地元でできる工事は分離発注し、地元でできない工事はゼネコンに発注して欲しい。
- 業者を選定する選考委員が9名いるが、どのような経験を基に、公平公正かつ適正に審査しているのか疑問である。また、法令・条例等も熟知していない。

【用語説明】

※1 過疎債：市が1会計年度を超えて行う借入れの一種

※2 公募型プロポーザル方式：複数の者に目的物に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を選定する方法

※3 デザインビルド方式：設計と施工を一元化する手法

※4 分離発注：注文主が、ゼネコンや工務店を介さず、専門の工事業者と直接契約すること